

横須賀市報

号外第14号

発行日	発行所	横須賀市小川町11番地 横須賀市役所
毎月	編集兼	横須賀市長
10日	発行人	上地克明
25日	印刷所	(有)宮村印刷所

目次

市民活動サポートセンター条例の一部改正……………	1	◇横須賀市病院事業条例中一部改正……………	〃
リサイクルプラザ条例の一部改正……………	〃	◇都市公園条例中一部改正……………	〃
		規 則	
		◇横須賀市病院事業条例施行規則中一部改正……………	2
		◇都市公園条例施行規則中一部改正……………	〃

本号で公布された条例のあらまし

- 市民活動サポートセンター条例の一部を改正する条例（条例第33号）
 - 1 追浜市民活動サポートセンターを廃止する。
 - 2 施行期日 令和4年10月1日
- リサイクルプラザ条例の一部を改正する条例（条例第34号）
 - 1 リサイクルプラザの使用時間を改める。
 - 2 施行期日 令和4年9月1日
- 横須賀市病院事業条例の一部を改正する条例（条例第35号）
 - 1 療担規則及び薬担規則並びに療担基準に基づき厚生労働大臣が定める掲示事項等の改正に伴い、病院施設の使用料の規定を改定する。
 - 2 施行期日 令和4年10月1日
- 都市公園条例の一部を改正する条例（条例第36号）
 - 1 公園施設設置等許可を受けた者の広告等の掲出に係る規定を設け、その使用料を設ける。
 - 2 久里浜1丁目公園駐車場を有料公園施設とする。
 - 3 施行期日 令和5年1月1日。ただし、一部については、公布の日（令和4年6月29日）

条 例

市民活動サポートセンター条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和4年6月29日

横須賀市長 上地克明

横須賀市条例第33号

市民活動サポートセンター条例の一部を改正する条例

市民活動サポートセンター条例（平成11年横須賀市条例第38号）の一部を次のように改正する。

第2条第2項を次のように改める。

2 前項の市民活動サポートセンターに、次のとおり分館を置く。

位置 横須賀市久里浜4丁目4番10号

名称 横須賀市立久里浜市民活動サポートセンター

附 則

この条例は、令和4年10月1日から施行する。

リサイクルプラザ条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和4年6月29日

横須賀市長 上地克明

横須賀市条例第34号

リサイクルプラザ条例の一部を改正する条例

リサイクルプラザ条例（平成13年横須賀市条例第11号）の一部を次のように改正する。

第5条本文中「午後9時」を「午後5時」に改める。

附 則

この条例は、令和4年9月1日から施行する。

横須賀市病院事業条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和4年6月29日

横須賀市長 上地克明

横須賀市条例第35号

横須賀市病院事業条例の一部を改正する条例

横須賀市病院事業条例（昭和43年横須賀市条例第16号）の一部を次のように改正する。

第10条第2項各号列記以外の部分中「を除き、」を「に掲げる額並びに」に改め、「次に掲げる額」の次に「（第4号及び第7号に掲げる額を除く。）」を、「で定める」の次に「額とする」を加え、同項第2号中「5,000円」を「7,000円」に改め、同項第3号中「2,500円」を「3,000円」に改める。

附 則

この条例は、令和4年10月1日から施行する。

都市公園条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和4年6月29日

横須賀市長 上地克明

横須賀市条例第36号

都市公園条例の一部を改正する条例

都市公園条例（昭和34年横須賀市条例第18号）の一部を次のように改正する。

第12条第2項中「燈明堂緑地駐車場」の次に「、久里浜1丁目公園駐車場」を加え、同条第3項中「もの」の次に「（以下「広告等」という。）」を加え、同条第4項中「広告、看板その他これらに類するもの」を「広告等」に改め、同条第8項及び第9項中「燈明堂緑地駐車場」の次に「、久里浜1丁目公園駐車場」を加える。

第13条の次に次の1条を加える。

（設置等の許可を受けた者による広告等の掲出）

第13条の2 法第5条第1項の規定により許可を受けた者は、

第8条第5号の規定にかかわらず、市長の許可を受けて、当該都市公園において同条ただし書に規定するものに該当する広告等の掲出以外の広告等の掲出をすることができる。別表第2 佐原2丁目公園の項の次に次のように加える。

久里浜1丁目公園	駐車場	通年	午前8時30分から午後9時30分まで
----------	-----	----	--------------------

別表第3第1号オの表備考に関する部分第5項第1号中「。以下「法」という。」を削り、同項第2号から第6号までの規定中「法」を「学校教育法」に改め、同号キの表追浜公園駐車場夏島都市緑地駐車場不入斗公園第2駐車場不入斗公園臨時駐車場大津公園駐車場燈明堂緑地駐車場佐原2丁目公園第2駐車場光の丘公園駐車場西公園駐車場湘南国際村西公園駐車場佐島の丘第4公園駐車場の項中「佐原2丁目公園第2駐車場」を「佐原2丁目公園第2駐車場」に改め、同号ク中「第12条第3項」の次に「及び第4項」を加え、同号クの表広告、看板その他これらに類するものの項中「広告、看板その他これらに類するもの」を「広告等」に改め、同号クの次に次のように加える。

ケ 第13条の2に規定する行為をする者の納付すべき使用料

行為の種類	単 位	金 額
常時又は一定の期間継続して行う広告等の掲出	市長が別に定める額	
競技会、集会、展示会、博覧会その他これらに類する催し等に際し、一時的に行う広告等の掲出	表示面積1平方メートル1日につき	410円

別表第3第2号エ中「広告、看板その他これらに類するもの」を「広告等」に改める。

附 則

この条例は、令和5年1月1日から施行する。ただし、別表第3第1号クの改正規定（「第12条第3項」の次に「及び第4項」を加える部分に限る。）は、公布の日から施行する。

規 則

横須賀市規則第46号

横須賀市病院事業条例施行規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和4年6月29日

横須賀市長 上 地 克 明

横須賀市病院事業条例施行規則の一部を改正する規則

横須賀市病院事業条例施行規則（昭和43年横須賀市規則第29号）の一部を次のように改正する。

別表初診時療養費の項中「5,000円」を「7,000円」に、「3,000円」を「5,000円」に改め、同表再診時療養費の項中「2,500円」を「3,000円」に、「1,500円」を「1,900円」に改める。

附 則

この規則は、令和4年10月1日から施行する。

横須賀市規則第47号

都市公園条例施行規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和4年6月29日

横須賀市長 上 地 克 明

都市公園条例施行規則の一部を改正する規則

都市公園条例施行規則（昭和34年横須賀市規則第13号）の一部を次のように改正する。

第4条の2第1項第1号中「佐原2丁目公園第2駐車場」の次に「、久里浜1丁目公園駐車場」を加える。

第5条中「第12条第3項又は第4項」を「第12条第3項若し

くは第4項又は第13条の2」に改める。

第20条中「別表第3第1号キ」を「別表第3第1号ク」に、「127,310円」を「1月につき127,310円」に、「総額」を「月額に相当する額」に改め、同条に次の1項を加える。

2 条例別表第3第1号ケの表に規定する市長が別に定める額は、1月につき1平方メートル当たり200円に広告収入額（条例第13条の2の許可を受けた者が、当該都市公園において広告の表示を行う際、広告を行う者との契約によって得る金員の月額に相当する額をいう。）の15パーセントに相当する額を足して得た額とする。

第7号様式中「第12条第3項又は第4項」を「第12条第3項若しくは第4項又は第13条の2」に改める。

附 則

この規則は、令和5年1月1日から施行する。ただし、第20条の改正規定（「別表第3第1号キ」を「別表第3第1号ク」に改める部分に限る。）は、公布の日から施行する。